

第8章 顧問

第21条 本会に顧問を置くことができる。

②顧問は会長の諮問に応じる。

第22条 顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第9章 総会

第23条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

第24条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

②定期総会は毎年1回開催する。臨時総会は理事会が必要と認めたときに開催する。

第25条 総会の決議は、出席者の過半数で決める。

第10章 理事会

第26条 理事会は、会長、副会長、地区代表理事、学年代表理事、専門委員会の委員長、幹事、校長、臨時委員会のある場合には、その委員長をもって構成され、本会の会務運営に対し重要事項について審議する。

第27条 理事会は、会長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の要求があつたときに開催する。

第28条 理事会の議事は、出席者の過半数で決める。

第11章 学年代表理事会及び学級委員会

第29条 学年代表理事会並びに学級委員会は、それぞれ学年代表理事もしくは学級委員をもって構成し、本会の目的を達成するに必要な学年または学級の活動を企画し、会長の承認を得て運営する。

第12章 専門委員会及び臨時委員会

第30条 本会の活動に必要な事項について専門委員会を置く。

②専門委員会について必要な事項は、細則で定める。

第31条 特別な事項について必要があるときは、臨時委員会を設けることができる。

②臨時委員会について必要な事項は、細則で定める。

第13章 その他

第32条 本会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて理事会の会議を経て定める。

②理事会は、会則を制定しまたは廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第33条 会員の慶弔に関し、慶弔慰金及び記念品を贈ることができる。

第34条 本会則の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければならぬ。

付則 本会則は昭和55年4月1日より施行する。

本会則は平成3年4月1日より一部改正施行する。

本会則は平成13年4月1日より一部改正施行する。

本会則は平成14年4月1日より一部改正施行する。

本会則は平成18年4月1日より一部改正施行する。